



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

解禁：平成29年7月3日午前10時

平成29年6月26日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 齋藤 孝一
主任安全専門官 伊藤 武
(電話)018-862-6683

報道関係者 各位

平成29年度 安全衛生に係る秋田労働局長表彰の実施について

秋田労働局（局長 松本安彦）では、平成29年度の安全衛生に係る表彰式を下記により開催します。

本表彰式は、全国安全週間中（7月1日～7月7日）に開催し、安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場、団体及び個人を表彰し、その努力を讃えるとともに、国民にお知らせすることにより、安全衛生意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に資することを目的として実施しています。

労働災害の防止に向けた県民の安全意識を高めるため、皆様の取材、報道をよろしくお願いします。

記

- 1 日 時 平成29年7月3日（月） 午前10時～10時40分
- 2 場 所 秋田合同庁舎5階第一会議室
(秋田市山王7丁目1番3号)
- 3 受賞予定者 秋田労働局長 奨励賞 1事業場
同 上 功績賞 2個人

(受賞予定者名簿については別紙1、表彰理由については別紙2のとおり。)

平成29年度安全衛生表彰に係る秋田労働局長表彰受賞予定者名簿

賞の種類	事業場名(個人名)	〒	所在地	代表者職氏名	業種	労働者数口
奨励賞 (健康確保対策)	株式会社ジーンズエムシーディ	011-0951	秋田県秋田市土崎港相染町字浜ナシ山17-3	代表取締役 中分孝一	染色整理業	238人
功績賞	林滋生(秋田労働局 粉じん対策指導委員) (国立大学法人秋田大学大学院理工学研究科教授)	010-8502	秋田県秋田市手形学園町1番1号			
功績賞	北林良彦 (一般社団法人鹿角建設業協会 事務局長)	018-5201	秋田県鹿角市花輪字扇の間13番			

表彰理由

○秋田労働局長奨励賞〈健康確保対策〉 株式会社ジーンズエムシーディ

- 1 安全衛生委員会を事業場内の安全衛生に関する意思決定機関に位置づけ、工場内のパトロール結果、過重労働対策、メンタルヘルス対策などを審議し、同委員会で出された要改善事案については、各部門に改善を指示するとともに改善状況の確認を行っていること。また、産業医による健康診断結果の分析報告やストレスチェックの分析結果の報告が行われ、産業医の活用による健康の保持増進が実施されていること。
- 2 使用するすべての薬品のSDSなどの情報をもとに、化学物質管理規程に基づき薬品の有害性のランク付け、成分、使用時に発生するガスの状況を把握し、安全衛生委員会で確認した上で、作業手順等について関係労働者の安全衛生教育時に周知を図っていること。また、薬品について、メーカーと協議を行い常に有害性の少ない代替物の使用を検討していること。さらに、関連する縫製工場で使用されている薬品についても把握を行い、有害性の少ない代替物への変更を行わせていること。
- 3 使用するすべての薬品のSDSをファイリングして作業場所に備え付けしているほか、小分け作業場所にはSDSを貼り付けし、応急措置の内容にマーカーで色付けし、作業者が容易に確認できるよう工夫するとともに、作業時の保護具（防毒マスク、手袋、ゴーグル、前掛け）の着用を義務化していること。

このような有害物のばく露防止対策の取組みにより、特殊健康診断による有所見者が認められない等、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は優秀で他の模範であると認められた。

○秋田労働局長功績賞 はやし しげお 林 滋生 氏

平成20年から8年以上にわたり、秋田労働局粉じん対策指導委員として、秋田県内の粉じん作業を行っている事業場に対し、専門的な立場から、じん肺の予防に関する措置として、職場環境改善や作業管理等について、詳細な指導を実施し、秋田県内事業場の労働衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたことが認められた。

○秋田労働局長功績賞 きたばやし よしひこ 北林 良彦 氏

平成20年から8年以上にわたり、一般社団法人鹿角建設業協会事務局長として、安全衛生講習会の参加勧奨、木造家屋建築工事パトロールの現場の選定、パトロール車の手配及び講評場所の提供等に取り組むことにより、鹿角地域の建設業者及び会員事業場等の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたことが認められた。

安全衛生に係る秋田労働局長表彰について

○奨励賞〈健康確保対策〉

安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰で、健康確保対策が他の模範であること。

〈表彰基準〉

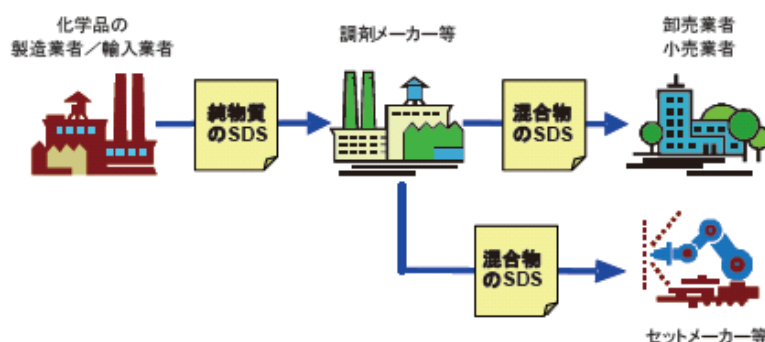
- ・有害な作業環境及び一般的作業環境について、適正な測定及び評価を実施し、その結果発見された問題点の改善が行われていること等有害業務に係る作業環境管理が優れていること。
- ・作業方法の改善、保護具の着用及び保守管理等作業管理が優れていること。
- ・特殊健康診断（じん肺検診及び通達に基づくものを含む。）を確実に実施し、かつ、これらの結果に基づく就業上の措置等健康管理が優れていること。
- ・化学物質製造・取扱事業場においては、化学物質管理（「化学物質等による危険性または有害性等に関する指針」に基づく措置やラベル・SDS を活用した労働者教育等）が優れていること。

○功績賞

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

SDS(Safety Data Sheet:安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に、SDSの記載項目等が規定されています。



ラベル



ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達
(容器や包装にラベルの貼付や印刷)

SDS (安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |